

報 告 第 9 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年5月18日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

⑤

処 分 書

専 決 第 5 号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

新居浜市長 石川 勝 行

## 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1号イ中「国民健康保険事業費納付金（」を「国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた）」に、「後期高齢者支援金等」という。）及び」を「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに」に改め、同号カ中「後期高齢者支援金等及び」を「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に改め、同条第2号イ中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法」に、「後期高齢者支援金等及び」を「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」に改め、同号ウ中「費用（」を「費用（法附則第22条の規定により読み替えられた）」に改める。

第10条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第11条第1号中「後期高齢者支援金等」を「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」に、「同じ。）」を「同じ。）の額」に改め、同条第2号ア中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法」に改める。

第12条第1号中「同じ。）」を「同じ。）の額」に改め、同条第2号ア中「法」を「法附則第22条の規定により読み替えられた法」に改める。

第16条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。